

〈FAQ よくある質問〉

- I 全般について
- II 新婚世帯について
- III 所得について
- IV 新居の住宅費用について
- V 引越費用について

I 全般について

Q1 申請の要件は？

⇒以下の①から⑩までの要件を満たしているか確認してください。

- ① 令和7年4月1日～令和8年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 婚姻届受理時の年齢が夫婦ともに39歳以下 (※)申請時は40歳でも可
- ③ 夫婦の令和6年の所得の合計が500万円未満
(※)貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計から貸与型奨学金の年間返済額を控除します
- ④ 夫婦のいずれもが市内に同世帯として住民票をおいている
- ⑤ 過去に本市及び他自治体において、本制度(※2)に基づく補助を受けた事がない
(※2)国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した「結婚新生活支援事業」
- ⑥ 立川市の他の事業における住宅購入費や賃貸住宅の家賃、引越費用等の補助を受けていない
- ⑦ 夫婦のいずれもが市税の滞納がない
- ⑧ 立川市暴力団排除条例(平成23年立川市条例第14号)第2条に規定する暴力団員等ではない
- ⑨ 申請者および同居しようとするものの全員が、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助および住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑩ 申請日より3年以上継続して市内に居住する意思があること。

⇒全て満たしている場合は、補助の対象となる可能性がありますので、立川市役所企画政策課へご相談の上、申請してください。

〔お問合先〕立川市企画政策課

所在地 : 立川市泉町1156番地の9 市役所2階

電話番号 : 042-523-2111

Q2 申請に必要な書類は何ですか？

⇒結婚新生活支援事業補助金交付申請書（以下申請書）、結婚新生活支援事業補助金請求書（以下請求書）、補助対象を証明する書類、対象経費を証明する書類となります。詳しくは申請書または結婚新生活支援補助金提出書類等チェックシート（以下提出書類等チェックシート）をご確認ください。

Q3 申請書、請求書、提出書類等チェックシートはどこで入手することができますか？

⇒立川市役所2階の企画政策課で入手することができます。
また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

Q4 申請の受付は、いつからいつまでですか？

⇒令和7年7月1日から令和8年3月31日までです。
ただし、申請期間内であっても予算額の上限に達した時点で終了いたします。
持参、郵送問わず申請場所で受理した順で行います。
（郵送については投函日、消印等ではありません）。
また郵便事情等に関しては考慮いたしかねますのでご了承ください。
ご不明点等は事前にご相談ください。

Q5 申請窓口はどこですか？近くの連絡所でも申請できますか？

⇒立川市役所2階の企画政策課です。
〔申請先〕立川市企画政策課
所在地：立川市泉町1156番の9 市役所2階
電話番号：042-423-2111
⇒なお、窓口サービスセンター・連絡所等施設では申請できません。

Q6 本人が窓口に行くことができない場合、本人以外が申請書を提出することはできますか？

⇒本人以外が申請書を窓口へ持参することができます。
なお、委任状の添付は不要です。

Q7 郵送でも申請できますか？

☞ 郵送で申請することができます。

令和8年3月31日必着(期日前に申請の受付を終了している場合は、その終了日以前必着)で、立川市役所企画政策課へ郵送してください。

なお、申請内容について確認することがありますので、申請書に、平日の日中に連絡の取れる電話番号を必ずご記入ください。

〔送付先〕立川市企画政策課

所在地：立川市泉町1156番の9 市役所2階

電話番号：042-423-2111

Q8 対象期間内に複数回転居した場合は、2回目以降の転居に係る費用は対象になりますか？

☞ 立川市内で転居した場合は、対象になります。

ただし、これまで立川市へ申請し、交付を受けた補助金の合計額が、補助上限額(30万円)に達していない場合に限り、既に交付を受けた補助金の合計額と合わせて30万円を上限に交付します。

なお、立川市以外の市区町村で「結婚新生活支援事業」の補助金の交付を受けたことがある場合は、交付を受けた補助金の合計額が、補助上限額(30万円)に達していない場合でも、立川市では対象になりません。

Ⅱ 新婚世帯について

Q9 令和7年4月1日以前に婚姻届を提出し、受理されている場合は、対象になりますか？

☞ 対象になりません。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されている場合に限りです。

Q10 立川市以外で婚姻届を提出し、受理されている場合は、対象になりますか？

☞ 対象になります。

なお、結婚した日を確認する必要があるため、婚姻届を提出した市区町村で取得した「婚姻届受理証明書」又は、結婚後の夫婦の本籍地である市区町村で取得した「戸籍謄本」を提出してください。

Q 1 1 再婚の場合は、対象になりますか？

➡ 対象になります。

ただし、夫婦の一方または双方が、この交付金による補助を過去に受けたことがある場合(他の地方自治体での補助を含む)は、補助対象になりません。

Q 1 2 夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない場合は、対象になりますか？

➡ 対象になります。

国籍に関する要件はありません。ただし、国内での婚姻届の提出を行っており「婚姻届受理証明書」の提出が可能な場合に限ります。

Q 1 3 結婚を機に、夫(妻)が結婚前から住んでいる賃貸物件に妻(夫)が入居する場合は、対象になりますか？

➡ 対象になります。

ただし、結婚を機に同居するための引越費用や同居後に発生した家賃が対象になります。なお住民票により、同居の事実が確認できる場合に限ります。

Q 1 4 結婚前から同居している場合は、対象になりますか？

➡ 対象になります。

なお住民票により、同居の事実が確認できる場合に限ります。

Ⅲ 所得について

Q 1 5 対象要件の一つに「夫婦の合計所得が500万円未満であること」とありますが、所得と収入は違いますか？

➡ 所得と収入は違います。

事業所得の方(自営業者など)の場合、所得は1年間の事業収入から必要経費を差し引いたもの(所得=収入-必要経費)です。

また、給与所得の方の場合、所得は1年間の給与額の総額(収入)から必要経費に代わるものとして給与所得控除額を差し引いたもの(所得=収入-給与所得控除)です。手取り額ではありませんので、ご注意ください。

[収入に応じた給与所得金額の計算の一例(目安)]

- ・収入500万円の場合、給与所得金額は356万円
- ・収入600万円の場合、給与所得金額は436万円

なお、詳しくは、「課税証明書」(又は「所得証明書」)でご確認ください。

Q16 所得は、いつの時点での所得を指しますか？

☞ 令和6年分の所得を指します。

なお、「令和7年度課税証明書」(又は「令和7年度(令和6年分)所得証明書」)を取得し、申請時に提出してください。

Q17 令和7年4月1日に、他の市から立川市へ転入しました。「課税・非課税証明書」は、立川市で取得することができますか？

☞ 立川市で取得することはできません。

「令和7年度課税・非課税証明書」(又は「令和7年度(令和6年分)所得証明書」)は、令和7年1月1日時点で住民票がある自治体で、証明書を取得することができます。

Q18 「令和7年度課税・非課税証明書」(又は「令和7年度(令和6年分)所得証明書」)は、いつから取得することができますか？

☞ 立川市の場合、市民税・都民税全額が給与から引き落とされている方は、令和7年5月16日から取得することができます。それ以外の方は、令和7年6月9日から取得することができます。なお、自治体ごとに取得が可能になる日が異なります。

Q18 「課税・非課税証明書」(「所得証明書」)ではなく、「源泉徴収票」でもよいですか？

☞ 「源泉徴収票」では受け付けていません。

「令和7年度課税・非課税証明書」(又は「令和7年度(令和6年分)所得証明書」)を提出して下さい。

Q19 奨学金を返済しています。所得から控除できますか？

☞ 貸与型奨学金(公的団体または民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金)の返済を行っている場合には、「課税証明書」(又は「所得証明書」)をもとに算出した夫婦の所得の合計から、貸与型奨学金の年間返済額を控除します。

なお、貸付者から発行される「奨学金貸付返還計画書」や「奨学金口座振替通知書」などの奨学金の年間返済額がわかる書類を申請時に提出してください。

Ⅳ 新居の住宅費用について

Q20 新居の住宅費用はどのようなものが対象ですか？

☞結婚に伴う住宅取得費用は建物の購入費や新築する場合の工事請負費、住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料が対象となります。

なお、参考として、対象にならないものの事例は下記のとおり。

〔住宅の取得に付随する経費〕土地の購入費、住宅ローンの手数料、

〔住宅の賃貸に付随する経費〕駐車場代、入居前の清掃代、鍵交換代、更新手数料、

光熱水費、設備購入費代、火災保険料、家財保険料、

契約一時金、保証金

Q21 住宅を購入した際、土地と建物を一体のものとして購入しました。土地と建物の両方とも対象になりますか？

☞建物のみ対象になります。

不動産登記において、土地、建物それぞれの取得価格を登録しているため、通常区別が可能です。売主に確認し、建物の金額がわかる書類を提出してください。

Q22 結婚を機に、夫(妻)が結婚前から住んでいる建物をリフォームや増築した場合の費用は、対象になりますか？

☞対象になります。

婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備、更新等の工事費用が対象となります。なお、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外となります。

Q23 住宅の取得や賃借に係る対象期間は？

☞令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。ただし婚姻日より前に取得した住宅については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として市内に取得した住宅であり、夫婦の新生活に要する費用として妥当性が認められるもの。

Q24 家賃は、最初の一ヶ月分のみが対象ですか？

☞最初の一ヶ月分だけでなく、令和7年4月1日から令和8年3月31日(期日前に申請の受付を終了している場合は、その終了日)までに支払った分のうち、上限30万円が対象になります。

Q25 夫婦以外(親など)の名義でアパートを契約していますが、家賃は本人が支払っている場合、対象になりますか？

☞アパートの契約者が申請者または申請者の配偶者以外の場合は、対象になりません。

Q26 家賃の支払いは振込なので領収書が出ません。どうすればよいですか？

☞振込金額及び振込先等の振込内容がわかる通帳の写しなどを提出してください。

Q27 家賃に駐車場代が含まれており、切り分けできない場合はどうすればよいですか？

☞家賃の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けできない場合は、駐車場代を含めて対象になります。なお、契約書等により駐車場代金相当額が確認できる場合は、家賃から駐車場代金相当額を差し引いた額が対象となります。

Q28 勤務先から住居手当を受けている場合でも対象になりますか？

☞対象になります。

ただし、勤務先から支給されている住居手当額を家賃相当額から差し引いた分が対象になるため、「住居手当支給証明書(様式第3号)」に勤務先名の記入・押印をいただき、提出して下さい。

V 引越費用について

Q29 引越業者や運送業者に頼まず、自分でレンタカーを借りて引越をした場合の費用は、対象になりますか？

☞対象になりません。

自らレンタカーを借りて運搬した場合や、友人に頼むなどにより引越をした場合にかかった費用、不用品の処分費用などは対象になりません。

引越業者や運送業者発行の領収書により、引越費用であることが確認できない費目は対象外です。

Q30 新居で使う物を宅配便で送った場合は対象になりますか？

☞ 宅配事業者の引越バックなど、領収書により引越費用であることが確認できる場合のみ対象となります。単に衣類や食器等を送った場合は、対象になりません。

Q31 夫(妻)の実家や持ち家に引越す場合、引越費用のみでも対象になりますか？

☞ 対象になります。